

令和 3 年 4 月 1 日から、

「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます

厚生労働省では、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行・適用します。

今回の改正では、眼の水晶体の被ばく限度の見直しなどを行っています。

事業者の皆さまは、改正後の電離則および告示に基づき、労働者の電離放射線障害防止のための措置を講じるよう、よろしくお願いします。

今回の改正内容

1	放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ	(電離則第 5 条)
2	線量の測定および算定方法の一部変更	(電離則第 8 条・告示第 3 条)
3	線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加	(電離則第 9 条)
4	電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更	(電離則様式第 2 号)
5	上記 1 に関する経過措置	(改正電離則附則)

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間に付き100mSvおよび1年間に付き50mSvを超えないようにしなければなりません。

2 線量の測定および算定方法の一部変更

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、1 cm線量当量、3 mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1 cm線量当量、3 mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

上記1に伴い、受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」に変わります。また、全区分の欄に「検出限界未満の者」の項目が追加されます。

5 上記1に関する経過措置

一定の医師※については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ・ 令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 | 1年間に付き50mSv |
| ・ 令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 | 3年間に付き60mSvおよび1年間に付き50mSv |

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもおおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間に付き100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

このリーフレットに関するご質問などについては、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。